

2025年5月8日

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子  
代表者名 代表取締役社長社長執行役員 葛西晃  
(コード番号 6957 東証スタンダード)  
問合せ先 執行役員経営管理部長 星ノ谷 行秀  
(TEL 048-615-4000)

会 社 名 YAGEO Corporation  
代表者名 Founder and Chairman Pierre T.M. Chen

株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ

YAGEO Corporation は、本日、2025年2月5日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（その後の訂正を含みます。）にてその開始予定を公表しておりました、中間持株会社 YAGEO Electronics Japan 合同会社を通じた株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けについて、公開買付けの開始に関するお知らせを公表いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、YAGEO Corporation（公開買付者完全親会社）が、株式会社芝浦電子（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025年5月8日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025年5月8日

各位

会社名	YAGEO Corporation
代表者名	Founder and Chairman Pierre T.M. Chen

## 株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

YAGEO Corporation（以下「YAGEO」といいます。）は、本日、YAGEOが2025年2月6日に設立した中間持株会社 YAGEO Electronics Japan 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）を通じて、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している株式会社芝浦電子（以下「対象者」といいます。）を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2025年5月9日より、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 公開買付の目的等

##### （1）本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全てを取得及び所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを目的として、2025年2月6日に設立された合同会社です。本日現在、公開買付者持分の全ては、YAGEOによって所有されています。YAGEOは、2025年2月5日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（2025年3月28日付「（訂正）「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」、2025年4月17日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」及び2025年5月1日付「（開示事項の経過）株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に向けた進捗状況のお知らせ」と併せて、以下「本予告プレス」といいます。）において公表しましたとおり、本取引の一環として、下記の全ての条件（以下「本公開買付前提条件」といいます。）が充足されたこと（又はYAGEOが本公開買付前提条件を放棄（但し、YAGEOが放棄できるのは以下の前提条件②及び③に限ります。）したこと）を本公開買付けの開始の条件として、公開買付者をして本公開買付けを実施させることを決定しておりました。

- ① 本取引の実行にあたり必要となる国内外の外資規制及び対外投資規制に基づく手続並びに国外の競争法上の手続が全て完了し、又は公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）の末日までに完了することが合理的に見込まれるとYAGEOが判断していること
- ② (a) 法第27条の11第1項但書に定める公開買付けの撤回が認められる事由が生じていないこと、及び (b) 対象者の業務執行を決定する機関が本公開買付けの決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）前を基準日とする剰余金の配当又は取得日とする自己株式の取得についての決定をしていないこと

- ③ 本公開買付けに対して、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明する旨の対象者における取締役会決議がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる賛同意見が変更又は撤回されていないこと

公開買付者は、ミネベアミツミ株式会社（以下「ミネベアミツミ」といいます。）が、2025年4月10日付で公表した「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「ミネベアミツミ予告プレス」といいます。）において、対象者に対する公開買付け（以下「ミネベアミツミ公開買付け」といいます。）（対象者株式の買付け等の価格：1株当たり4,500円）を開始する予定である旨を公表したこと、対象者が同日付で公表した「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」及び「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する反対の意見表明のお知らせ」（以下併せて「対象者2025年4月10日付意見表明プレス」といいます。）において、対象者の取締役会が、現時点における対象者の意見として、ミネベアミツミ公開買付けが開始された場合には、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨及び本買付条件変更（1）（以下に定義します。）前の本公開買付けに対して反対の意見を表明する旨を決議したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、本公開買付けにおける対象者株式1株あたりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）について再度検討を行った結果、2025年4月17日、本公開買付価格を4,300円から5,400円に変更（以下「本買付条件変更（1）」）といたします。）することを決定いたしました。

さらに、公開買付者は、ミネベアミツミが、2025年5月1日付で、「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「ミネベアミツミ公開買付開始プレス」といいます。）において、対象者株式の買付け等の価格を1株当たり5,500円に更に引き上げたうえで、2025年5月2日からミネベアミツミ公開買付けを開始する旨を公表したこと、対象者が同日付で公表した「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者2025年5月1日付意見表明プレス」といいます。）において、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したこと及び本公開買付けに対する反対の意見に変更がないことを確認したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、2025年5月8日、本公開買付価格を5,400円から6,200円に変更（以下「本買付条件変更（2）」）といたします。）することを決定いたしました（以下別途明示されていない限り、「本公開買付価格」は本買付条件変更（2）の価格をいいます。）。

その後、公開買付者は、2025年5月8日までに、以下の方法により、本公開買付前提条件①及び本公開買付前提条件②がいずれも充足されたことを確認し、また本公開買付前提条件③を放棄することとしたことから、2025年5月8日、公開買付者は、本公開買付けを2025年5月9日より開始することを決定いたしました。

- ① 公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応については、2025年2月6日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025年2月28日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025年3月4日付で上記届出を取り下げました。本日現在、再度の届出は行っておりませんが、公開買付者は、本日以降、準備が整い次第速やかに再度の届出を行う予定であり、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間（延長した場合も含みます。）の末日までに本公開買付けによる株式取得（以下「本株式取得」といいます。）に係る承認を取得できる見込みです。台湾における対外投資規制に基づく手続については、公開買付者は、2025年5月9日に届出を予定して

おり、現地の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間（延長した場合も含まれます。）の末日までには本株式取得に係る承認を取得できる見込みです。

ドイツにおける競争法（ドイツ競争制限禁止法）に基づく手続は、2025年4月17日（現地時間）に完了しております。

オーストリアにおける競争法（Kartellgesetz 法）に基づく手続は、2025年4月25日（現地時間）に完了しております。

以上により、公開買付者は、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続のいずれについても、既に完了し、又は、日本及び台湾の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間（延長した場合も含まれます。）の末日までには本株式取得に係る承認を取得できると見込まれていることから、公開買付期間の末日までにこれらの手続がいずれも完了することが合理的に見込まれると判断し、本公開買付前提条件①の充足を確認しました。

- ② 公開買付者は、(a) 法第 27 条の 11 第 1 項但書に定める公開買付けの撤回が認められる事由が生じたこと、又は (b) 対象者の業務執行を決定する機関が本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当若しくは取得日とする自己株式の取得についての決定をしたことを認識しておりません。

対象者は上場会社であり法令等に基づく開示義務を負っていることから、上記に該当する事由が生じた場合、通常開示がなされると考えられるところ、本日現在そのような開示がなされていないことを踏まえ、公開買付者は、本公開買付前提条件②の充足を確認しました。

- ③ 本日に至るまで、YAGEO は対象者に本取引にご賛同いただけるよう誠意をもって対応してまいりましたが、ミネベアミツミが、2025年5月1日付で公表したミネベアミツミ公開買付開始プレスにおいて、対象者株式の買付け等の価格を 1 株当たり 5,500 円として公開買付けを開始する旨を公表したことを受けて、対象者が同日付で公表した対象者 2025 年 5 月 1 日付意見表明プレスによれば、対象者の取締役会は、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しており、また本公開買付けに対する反対の意見に変更がないことを確認しているとのことです。もっとも、公開買付者は、透明性あるプロセスを通じて対象者の株主の皆様にご判断いただくことが重要と考えており、また、2025年5月1日付のミネベアミツミ公開買付開始プレスの公表を受け、本公開買付けの開始予定時期を5月中旬としていたところ、上記①のとおり、本取引の実行にあたり必要となる国内外の外資規制及び対外投資規制に基づく手続並びに国外の競争法上の手続が既に完了し、又は公開買付期間（延長した場合も含まれます。）の末日までに完了する目途がついたと判断し、本公開買付前提条件③を放棄することとしました。

公開買付者は、本日現在、対象者株式 1,000 株（所有割合（注 1）：0.01%）を所有しております（公開買付者は、2025年3月12日、YAGEO より、市場外で対象者株式 1,000 株を取得しております。）。公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を 7,623,200 株（所有割合：50.00%。なお、公開買付者が所有する対象者株式の数（1,000 株）を加算した 7,624,200 株に係る所有割合は、50.01%）（注 2、3）と設定し、(i) 本公開買付けに応募された株式（以下「応募株式」といいます。）の数の合計が 7,623,200 株に満たない場合には、応募株式の全部の買付け等を行わないものの、(ii) 公開買付期間中に応募株式の数の合計が 7,623,200 株に達した場合（確認の方法等については（注 4）をご参照ください。）には、速やかにその旨を公表した上で、公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して 10 営業日を確保できるよう公開買付期間を延長する（但し、公開買付期間の開始日から 20 営業日以内に応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して公開買付期間の末日まで 10 営業日を確保できていることから、公開買付期間の延長を行いません。）ことを予定しております。公開買付者は、これにより、本取引に反対する株主は、応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した旨（すなわち、本公開買付けが成立する見込みである旨）の公表をしてから 10 営業日は本公開買付けに応募する機会が確保されているため、まずは本公開買付けに応募しないという形で本取引の是非に関する意思表示（反対）を示し、応募株

式の数の合計が買付予定数の下限に達した旨（すなわち、本公開買付けが成立する見込みである旨）の公表があった場合は当該公表日から 10 営業日の間に本公開買付けに応募するか否かの意思表示を示すことができることから、本取引の是非に関する意思表示（賛否）と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、これをもって強圧性を排除することを意図しており、また、より多くの対象者の株主の皆様に応募いただく機会を提供できると考えております。他方、本公開買付けにおいて、公開買付者は対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式（1,000 株）及び対象者が所有する自己株式（313,997 株）を除きます。）を取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株式の数の合計が買付予定数の下限（7,623,200 株）以上の場合には、公開買付者は、応募株式の全部の買付け等を行います。

- (注1) 「所有割合」とは、対象者が 2025 年 2 月 10 日に提出した「2025 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（15,559,730 株）から、同日現在において対象者が所有する自己株式数（313,997 株）(対象者決算短信に記載された同日現在の役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託 (以下「BIP 信託」といいます。)が所有する対象者株式を含めた自己株式数 483,047 株から、対象者が 2024 年 12 月 13 日に提出した自己株券買付状況報告書 (以下「対象者自己株券買付状況報告書」といいます。)に記載された 2024 年 11 月 30 日現在において BIP 信託が所有する対象者株式 169,050 株を控除した株式数です。)を控除した株式数（15,245,733 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。）をいいます。以下同じです。
- (注2) 買付予定数の下限は、対象者決算短信に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（15,559,730 株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（483,047 株）(対象者自己株券買付状況報告書に記載された 2024 年 11 月 30 日現在において BIP 信託が所有する対象者株式 169,050 株を含みます。)を控除した株式数（15,076,683 株）に係る議決権の数（150,766 個）の 50.57%となる議決権の数（76,242 個）に対象者の単元株式数（100 株）を乗じた株式数（7,624,200 株）から公開買付者が所有する対象者株式の数（1,000 株）を控除した株式数（7,623,200 株）(所有割合：50.00%)としております。
- (注3) 対象者が 2021 年 5 月 21 日に公表した「役員向け業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」に記載のとおり、BIP 信託が保有する対象者株式に係る議決権は信託期間（対象者によれば、当該信託期間は 2026 年 8 月 31 日までとのことです。）中行使されないこととされており、本臨時株主総会においても当該議決権は行使される可能性がないことから、公開買付者は、買付予定数の下限の設定に際し、2024 年 11 月 30 日現在において BIP 信託が保有する対象者株式数（169,050 株）を買付予定数の下限の設定の基礎となる対象者株式数に加算していません。
- (注4) 具体的な確認方法としては、公開買付者は、公開買付期間中（本注に記載の方法により、応募株式の数の合計が買付予定数の下限（7,623,200 株）に達したことを確認し、かつ、公開買付期間を延長した場合における、当該延長後の公開買付期間中においても同じです。）の毎営業日午後 2 時 00 分（日本時間を意味します。以下本注において同じです。）を基準時間として、公開買付代理人をして、(i) 同基準時間時点までに同代理人の証券口座に実際に応募がなされている株式数を集計させ、(ii) 同日午後 5 時まで公開買付者に対して報告させることを予定しております。当該時点における応募株式の数の合計が買付予定数の下限（7,623,200 株）に達した場合には、公開買付者は、かかる報告に基づき、その旨を同日中又は翌営業日に公表する予定です。但し、応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達したことが公開買付期間の末日の前営業日の基準時点までに確認できない場合には、公開買付期間の末日に限り、本公開買付けの応募期限である同日正午時点において応募株式の数の合計が買付予定数の下限（7,623,200 株）に達した場合には、その旨を同日中に公表し、また同日中に公開買付届出書の訂正届出書を提出する予定です。

また、公開買付者は、以下の理由（詳細は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った目的及び意思決定の過程」をご参照ください。）により、本取引は経済産業省が 2023 年 8 月 31 日付で公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（以下「企業買収行動指針」といいます。）における「望ましい買収」に該当すると考えております。企業買収行動指針では、望ましい買収か否かは、(i) 企業価値ひいては(ii) 株主共同の利益を確保し、又は向上させるかを基準に判断されるべきとされております。

まず、公開買付者は、本取引を通じて YAGEO が対象者を完全子会社化することにより、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った目的及び意思決定の過程」の「IV.YAGEO グループとの想定シナジー等」に記載のとおり、製品・技術開発、生産、及び販売網・サービスといった面でシナジーの発現が想定され、両社の企業価値が最大化される具体的な蓋然性が高いものと確信しており、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものと考えております（上記(i)）。

また、本公開買付価格（6,200 円）は、①本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である 2025 年 2 月 4 日（基準日）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（3,140 円）、同日までの直近 1 週間の終値単純平均値（3,169 円）、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値（3,213 円）、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値（3,252 円）、及び同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値（3,274 円）に対してそれぞれ 97.45%、95.65%、92.97%、90.65%、及び 89.37%のプレミアムを加えた価格であり、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠」に記載のとおり、2024 年 1 月から 12 月までに公表された案件公表前の PBR が 1 倍以上であった上場会社の非公開化を目的とした事例 37 件（但し、自己株式の公開買付け及び本日時点で成立していない公開買付けを除きます。）におけるプレミアム水準の中央値（公表日の前営業日の終値、公表日の前営業日までの直近 1 ヶ月間、公表日の前営業日までの直近 3 ヶ月間、及び公表日の前営業日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して、それぞれ、42.41%、41.69%、42.27%、及び 42.14%）を上回っていること、また②東京証券取引所が公表している統計資料によれば、対象者が属するスタンダード市場に上場している電気機器を業種とする企業の 2025 年 1 月時点における平均 PBR（株価純資産倍率）が 0.8 倍であるところ、本公開買付価格は PBR2.6 倍に相当する水準であることからすれば、対象者の株主の皆様には大きなプレミアムをご享受いただける価格であると考えており、本取引は、株主共同の利益の向上に資するものと考えております（上記(ii)）。

なお、本公開買付けの買付代金は 94,517,344,600 円（買付予定数（15,244,733 株）に本公開買付価格（1 株あたり 6,200 円）を乗じた金額を記載しております。）であるところ、本公開買付けに係る決済は、YAGEO からの出資金（公開買付者は、YAGEO から、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）の前営業日までに、本公開買付けの買付代金及びその他買付手数料等の資金の出資又は融資を受ける予定です。）を用いる予定であり、YAGEO の 2024 年 12 月 31 日現在の預金額は 488,745.60 百万円（101,822 百万台湾ドルを、1 台湾ドル/4.80 円（同日付）で換算した金額）であるため、決済資金の準備も完了しており、実現可能性が合理的に疑われる提案ではないと考えております。

なお、公開買付者による具体的な買付予定数の下限の設定の理由は以下のとおりです。

上記のとおり、公開買付者は、本取引は企業買収行動指針における「望ましい買収」に該当するものであり、対象者の企業価値向上に資するのみならず、その株主の皆様及び取引先の皆様にとって魅力的な取引であると考えており、事業法人株主等含め多くの株主の皆様にご賛同・応募いただけるものと確信しております。

但し、公開買付者は、対象者の株主には、所有目的が取引先等による政策保有又はそれに類似する目的である株主といった、対象者の意見表明の内容に係わらず公開買付けへの応募を行わない株主、又は、2025 年 4 月 10 日開催の対象者取締役会決議に基づき、本取引に対象者が反対する旨の意見を表明したこと及び 2025 年 5 月 1 日開催の対象者取締役会において本取引に対象者が反対する旨の意見に変更がないことを確認した

ことにより、対象者取締役会の当該意見に理解を示し、応募を控える株主が一定数存在すると考えております。しかしながら、本公開買付けに対して対象者取締役会が反対する旨の意見を維持したまま本公開買付けが成立し、公開買付者が新たに対象者の親会社となった後においては、本取引が対象者の企業価値向上に資するのみならず、重要なステークホルダーである対象者の取引先の利益及び対象者の従業員も含めた対象者株主の利益も重視した真摯な提案であると考えられることを踏まえると、一般的には対象者の取締役会は、新たに親会社となった公開買付者の経営方針等に一定の理解を示し、親会社の方針と一致した方針のもとに事業運営を行うことが想定されます。また、対象者の取締役会のかかる理解を踏まえて、対象者の関係者にも当該経営方針等について理解いただけると考えられます。そのため、本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者の親会社となった場合においては、対象者取締役会も本株式会社併合（下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」で定義します。）に係る議案に賛同することになると考えられるところ、所有目的が取引先等による政策保有又はそれに類似する目的である株主のうち、本公開買付けが成立し、公開買付者が所有割合 50.01%以上に相当する対象者株式を所有するに至った（すなわち、公開買付者が対象者の親会社となった場合を意味します。）場合に想定される本株式会社併合を議案とする本臨時株主総会（下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」で定義します。）で本株式会社併合に係る議案への賛成の議決権を行使すると見込まれる株主が一定数存在すると考えております。

公開買付者は、所有目的が取引先等による政策保有又はそれに類似する目的である株主のうち、本公開買付けに応募するか否かは現時点で不確実であるが、本株式会社併合に係る議案への賛成の議決権を行使すると見込まれる株主に係る対象者株式として、対象者の従業員持株会が所有している譲渡制限付株式、対象者の株式持ち合い先が所有している株式、及び事業法人と考えられる株主が所有している株式が該当すると考えております。公開買付者は当該株主の所有割合について、公開買付者の財務アドバイザーである三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社に推計を依頼したところ、厳密な推計は困難であるものの、対象者による開示情報に基づけば、2024年3月31日時点において、対象者の従業員持株会が所有している88,620株（2024年7月1日付で行われた株式分割を考慮した株数）の譲渡制限付株式（所有割合 0.58%）、対象者の開示情報及び金融市場等の各種データ提供サービスを行う情報ベンダーの2025年1月時点の情報に基づけば、対象者の株式持ち合い先が所有している少なくとも1,336,746株（所有割合 8.77%）及び事業法人と考えられる株主が所有している少なくとも341,000株（所有割合 2.24%）を含めて、1,766,366株（所有割合に換算して少なくとも約 11.59%）に達すると考えることが合理的であるとの試算が示されました。公開買付者としては、対象者の従業員持株会が所有する譲渡制限付株式（所有割合 0.58%）については、譲渡制限が付されていることから、対象者の意見表明の内容に係わらず、本公開買付けに応募することができないと想定されますが、発行体と雇用関係にある従業員で構成されている従業員持株会による議決権行使は、一般的には発行体の取締役会の意向に従う傾向にあると考えられるところ、本取引ではその傾向に反する事象を公開買付者は認識していないことから、本株式会社併合に係る議案への賛成の議決権を行使すると見込まれるものと考えられます。また、対象者の株式持ち合い先が所有している株式（所有割合 8.77%）及び事業法人と考えられる株主が所有している株式（所有割合 2.24%）については、取引先等が政策保有又はそれに類似する目的で所有されていることを踏まえると、対象者の意思決定に反する行動は取りにくいと考えられ、対象者が本公開買付けに賛同以外の意見表明を行った場合には、当該株式についても対象者取締役会の当該意見に理解を示し応募を控えると想定されるものの、本公開買付けの成立後は、対象者取締役会は本株式会社併合に係る議案に賛同する傾向があると見込まれ、本取引ではその傾向に反する事象を公開買付者は認識していないことから、対象者取締役会の意見を尊重して、本株式会社併合に係る議案に賛成の議決権を行使すると見込まれると考えられます。

上記のとおり、対象者株主の状況を踏まえると、対象者株式を政策保有又はそれに類似する目的で所有している株主が一定数存在していることから、本公開買付けが成立したものの、公開買付者の所有割合が3分の2未満に留まるという状況となることも可能性として想定されること、所有目的が取引先等による政策保有又はそれに類似する目的である株主のうち、公開買付けへの応募を行わないものの、本株式会社併合に係る議案に賛成の議決権を行使すると見込まれる株主に係る対象者株式は、所有割合に換算して約 11.59%に達する株式が該当するものと考えられることから、仮に本公開買付け成立後に公開買付者が所有する対象者株式

数が買付予定数の下限（7,623,200 株）であったとしても、本株式併合に係る議案への賛成の議決権を行使すると見込まれる対象者株式数は、上記 1,766,366 株及び公開買付者が所有する対象者株式の数（1,000 株）を合算すると、9,390,566 株となり、また所有割合に換算して 61.59%に達すると見込まれます。そして、実際には本株式併合に係る議案の決議成立に必要な対象者株式数は、所有割合にして、対象者の直近 5 期の定時株主総会における議決権行使比率の最大値（約 86%）（注 5）に株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率 3 分の 2 を乗じた割合（約 57%）に相当する水準であると考えられることを踏まえると、上記のとおり本株式併合に係る議案への賛成の議決権行使が見込まれる対象者株式数の水準（約 61.59%）はこれを超えると推計されることから、本株式併合に係る議案の可決要件を満たすと予想されると考えております。以上を踏まえ、公開買付者は、本公開買付けの成立を安定的なものとし、本取引の蓋然性を最大化しつつ、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の 3 分の 2 を所有するに至らない場合でも、その所有する対象者の議決権が、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が承認される水準となるよう、公開買付者が本日現在所有する対象者株式の数（1,000 株）と併せて所有割合にして 50.01%の対象者株式を所有することとなる株式に係る議決権割合として、買付予定数の下限を、対象者決算短信に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（15,559,730 株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（483,047 株）（対象者自己株券買付状況報告書に記載された 2024 年 11 月 30 日現在における BIP 信託が所有する対象者株式 169,050 株を含みます。）（注 3）を控除した株式数（15,076,683 株）に係る議決権の数（150,766 個）の 50.57%となる議決権の数（76,242 個）に対象者の単元株式数（100 株）を乗じた株式数（7,624,200 株）から公開買付者が所有する対象者株式の数（1,000 株）を控除した株式数（7,623,200 株）（所有割合：50.00%）としております。なお、2025 年 5 月 8 日時点において、対象者の株式持ち合い先が所有する 1,336,746 株（所有割合 8.77%）、事業法人と考えられる株主が所有する 341,000 株（所有割合 2.24%）及び対象者の従業員持株会が所有する譲渡制限付株式（所有割合 0.58%）について、当該株式に係る株主から、本株式併合に係る議案へ賛成の議決権を行使することについて同意を得ているわけではありません。

公開買付者は、公開買付予定数の下限の設定にあたり、対象者からその株主に関する情報等の提供がなされていない状況下において、一般論に基づく合理的な分析により、各株主の属性に応じて、本公開買付け及び本株式併合に係る議案における行動を考慮しております。また、下記「（7）企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続の公正性について」の「②強圧性を排除することを意図した条件設定」で記載しているとおり、公開買付者は本取引において強圧性を排除することを意図した条件設定を行っていることから、本取引における公開買付予定数の下限を前提としても、本取引では強圧性が低減されているものと考えております。

（注 5）対象者が 2024 年 6 月 26 日に提出した第 66 期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）によれば、2024 年 6 月 25 日開催の対象者第 66 回定時株主総会の基準日における議決権の数は 76,822 個でしたが、2024 年 6 月 27 日に対象者が提出した臨時報告書によれば、行使された議決権の数は全議案平均 61,206 個であり、行使された議決権は総議決権個数に対して約 80%（小数点以下四捨五入）に相当します。同様に過年度の議決権行使率を算定すると、第 65 回定時株主総会は約 80%、第 64 回定時株主総会は約 85%、第 63 回定時株主総会は約 81%、第 62 回定時株主総会は約 86%となり、対象者の直近 5 期の定時株主総会における議決権行使比率の最大値は約 86%（以下「最大議決権行使比率」といいます。）となります。また、2024 年 1 月から 12 月に公表された上場会社の非公開化を目的とした公開買付けのうち、公開買付け成立後に株式併合議案が決議された事例 30 件においては、株式併合議案（スクイーズアウト議案）に係る議決権行使比率（但し、公開買付主体及びその特別関係者の行使個数は当該計算から除いております。）の第 1 四分位数、中央値及び第 3 四分位数（注 6）はそれぞれ約 20%、約 33%及び約 55%であります。当該中央値を、各事例における対象者の直近の定時株主総会の議決権行使比率で除した割合の中央値は約 44%となり、100%に対して約半分未満程度となっていることから、株式併合議案（スクイーズアウト議案）に係る公開買付主体及びその特別関係者の議決権を控除した株主の議決権行使

比率は、平時の定時株主総会の議決権行使比率に比して大きく低下する傾向があると考えられます。なお、本株式併合に係る議案の成立に必要な議決権の数を検討するに際しては、対象者の直近の株主総会における議決権行使比率を参考とすること、及び株式併合議案に係る公開買付主体以外の株主の議決権行使比率は平時の定時株主総会の議決権行使比率から低下することを考慮することも考えられますが、保守的に当該株式併合議案における議決権行使比率の低下を考慮せずに、最大議決権行使比率を使用することといたしました。

(注6) データを小さい順に並べて、下から4分の1に該当するデータを第1四分位数、下から2分の1に該当するデータを第2四分位数(中央値)、下から4分の3に該当するデータを第3四分位数といいます。

また、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合のうち、本公開買付けの結果、(i) 公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上に相当する対象者株式を所有するに至った場合、(ii) 公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上90%未満に相当する対象者株式を所有するに至った場合、(iii) 公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上に相当する対象者株式を所有するに至らなかった場合のいずれの場合であっても、公開買付者は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、公開買付者は対象者を完全子会社化する方針を変更せず、スクイーズアウト手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することを予定しており、上記(ii)及び(iii)の場合には、対象者に対して、本臨時株主総会の開催を要請する予定です。上記(注4)に記載のとおり、公開買付者は、上記(iii)の場合でも、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案の可決要件を満たす見込みであると考えております。

但し、上記(iii)の場合、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が否決される可能性もあります。しかし、当該議案が否決される場合であっても、公開買付者は、最終的には対象者株式の全て(公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを目的としていることから、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に3分の2を乗じた議決権の数に相当する株式数に達するまで対象者株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請いたします(このような追加取得及びその後の株主総会による本株式併合の承認までに要する期間については、市況等の事情にもよるため、現時点では確定的な時期を特定することは困難であり、具体的な見込み時期が判明しましたらその旨お知らせいたします。)。公開買付者は、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け(法において認められる場合に限り)を予定しております。本公開買付けが成立した場合には、当該見込み時期にかかわらず、対象者を完全子会社化する方針を変更いたしません。

なお、上記追加取得において、公開買付者が対象者の株主の皆様に対して支払う対価は、本公開買付価格と比較して、当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に同等と評価される価格(対象者が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、1株あたり、本公開買付価格と同額)といたします。

公開買付者は、本予告プレスにおいて公表しましたとおり、2024年9月頃から本取引の検討を開始しました。2024年10月11日、YAGEOは、対象者に対して、まず、YAGEOの創業者兼会長と対象者の代表取締役社長との面談を通じて業務提携の可能性を探りたい旨の申し入れを行いました。以降YAGEOは、対象者に対して、複数回面談を依頼したものの、それら全てが対象者より拒否されました。その後、経営支配権を取得する旨の買収提案を受領した企業の取締役会は真摯な検討をすることを推奨する企業買収行動指針の趣旨に沿って、本取引について対象者取締役会と友好的に協議することを目的として、2024年12月30日に、対象者の取締役会に対して本取引に関する意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出いたしました。YAGEOは、本意向表明書の提出後、その内容及びYAGEOの意思を可能な限り速やかに説明し、協力して相互の合意に達する機会を設けるよう、対象者に対して要請を続けておりましたが、YAGEOは2025年1月16日において、本取引に関する検討にあたって、守秘義務契約書の締結を必要とする旨のレターを対

象者より受領し、2025年1月22日において、対象者から守秘義務契約書の案（以下「本対象者NDA案」といいます。）を受領しました。本対象者NDA案はYAGEOに一方的な守秘義務を課すとともに、一定期間YAGEOによる対象者株式の取得並びに本取引に関する公表及び開始等を禁止するものでしたが、YAGEOは、対象者の情報を受領するためではなく、専らYAGEOによる提案内容を対象者に口頭で直接説明するために面談を依頼しており、かかる面談を行うためには本対象者NDA案の締結が必要であるという対象者の回答は、実質的には面談を拒否するに等しいと考えておりました。しかしながら、YAGEOとしては対象者の理解を得た上で本取引を進めたかったため、面談の実施には本対象者NDA案の締結を前提とするべきではないことを対象者に説明し、引き続き面談実施の要請を行いました。2025年2月5日までにそのような機会を得ることができませんでした。対象者が当該機会を与えないことについて、YAGEOは対象者から合理的な説明を受けられていない現状を踏まえ、対象者の株主の皆様にもYAGEOの提案をご検討いただく機会が提供されなくなることを懸念したため、透明性あるプロセスを通じて、対象者の株主の皆様判断のために有益な情報が、公開買付者と対象者から適切かつ積極的に提供されることを促し、もって対象者の株主の皆様が本取引の是非や取引条件に関して対象者及びその株主のために最適な選択をすることができる状況を確認することを企図し、2025年2月5日、YAGEOは本公開買付価格を4,300円（本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日（基準日）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（3,140円）、同日までの直近1週間の終値単純平均値（3,169円）、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値（3,213円）、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値（3,252円）、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値（3,274円）に対してそれぞれ36.94%、35.69%、33.83%、32.23%、及び31.34%のプレミアム）として、本取引に関する予定を公表いたしました。

公開買付者は、2025年2月26日付で、対象者から、対象者取締役会及び本意向表明書に記載された提案を検討するために対象者が設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）が必要と考える情報の提供を要請する質問書を受領いたしました。これを受け、公開買付者は、対象者に対し、2025年3月6日付で、左記質問書に対する回答書を提出いたしました。その後、公開買付者は、対象者から、2025年3月19日付で、追加情報の提供を要請する質問書（2回目）を受領いたしました。これを受け、公開買付者は、対象者に対し、2025年3月26日付で、左記質問書（2回目）に対する回答書（2回目）を提出いたしました。

その後、公開買付者は、対象者との間で、2025年3月31日付で秘密保持契約を締結したうえで、上記回答書及び回答書（2回目）にて、公表を前提とした回答書には馴染むものではないとして回答を一部控えた質問について、重要な補足説明及び追加的な情報提供をすることを目的として、2025年4月2日、対象者の経営陣及び特別委員会と面談を実施いたしました。

公開買付者は、2025年4月10日付で、ミネベアミツミが、ミネベアミツミ公開買付けを開始する予定であることを公表したこと、対象者が同日付で公表した対象者2025年4月10日付意見表明プレスにおいて、対象者の取締役会が、現時点における対象者の意見として、ミネベアミツミ公開買付けが開始された場合には、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨及び本買付条件変更（1）前の本公開買付けに対して反対の意見を表明する旨を決議したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、本公開買付けにおける対象者株式1株あたりの買付け等の価格について再度検討を行った結果、2025年4月17日、本公開買付価格を4,300円から5,400円（本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日（基準日）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（3,140円）、同日までの直近1週間の終値単純平均値（3,169円）、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値（3,213円）、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値（3,252円）、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値（3,274円）に対してそれぞれ71.97%、70.40%、68.07%、66.05%、及び64.94%のプレミアム）に変更することを決定いたしました。

さらに、公開買付者は、ミネベアミツミが、2025年5月1日付で、ミネベアミツミ公開買付開始プレスにおいて、対象者株式の買付け等の価格を1株当たり5,500円に更に引き上げたうえで、2025年5月2日から公開買付けを開始する旨を公表したこと、対象者が同日付で公表した対象者2025年5月1日付意見表明プレスにおいて、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したこと及び本公

開買付けに対する反対の意見に変更がないことを確認したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、2025年5月8日、本公開買付価格を5,400円から6,200円に変更することを決定いたしました。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った目的及び意思決定の過程

#### I. YAGEO グループについて

1977年に設立され、台湾に本社を置くYAGEOは、電子部品ソリューションのグローバルサービスプロバイダであり、業界で広く認知されているYAGEOブランドを有し、受動部品技術(注1)の幅広い選択肢を提供しております。YAGEOは台湾証券取引所(2327-TW)に上場しており、時価総額は2025年5月7日時点で約78億米ドルです。

YAGEOは、35カ国に61の製造拠点と20のR&Dセンターを構え、チップ抵抗器、タンタル、MLCC、フィルム、アルミニウム電解コンデンサ、インダクタ、回路保護コンポーネント、磁気、アンテナ、センサ、アクチュエータ及びワイヤレスコンポーネントの優れたポートフォリオ、並びに顧客の多様な要件と幅広いエンドマーケットの領域を満たすように設計されたグローバルな生産拠点及びグローバルな顧客に向けた販売能力を有しております。

YAGEOの製品は、自動車、産業、5G、IoT、AIデータセンター、通信、医療、航空宇宙、代替エネルギー、コンピュータ及び周辺機器、家電等、あらゆる種類の電子アプリケーションに広く使用されております。また、グローバルなブランド顧客(注2)、EMS(注3)、ODM(注4)／OEM(注5)、流通業者等を含め、強力で多様な顧客プロファイルを有しております。

過去数年間において、YAGEOが全世界で4万人以上の従業員を抱える企業グループとなり、40億米ドル超の連結売上高を要する企業へと成長を続けてきた背景には、オーガニックな成長のみならず、グローバル市場における戦略的なM&Aを行ったことが寄与しております。YAGEOは、M&Aを通じて、YAGEOが求める高度な技術、ノウハウ、優秀な人材が融合することで、製品ポートフォリオを強化し、継続的に成長できると考えており、その成長の源の一つがM&Aです。例えば、2023年にはドイツのハイエンド温度センサ市場をけん引するHeraeus Nexensosの買収と、Schneider ElectricよりフランスのTelemecanique Sensorsの買収が完了しました。2022年には株式交換を通じて、インダクタの主要なメーカーであるChilisin Electronicsを統合しました。また、2020年の、各種キャパシタ及びセンサを含む製品に関するハイエンド(注6)な技術と、自動車、5G、ネットワーク、通信、産業等の業界における販売チャンネルを有するKEMETの買収も、YAGEOのさらなる成長に拍車をかけました。YAGEOは、「台湾に根差し、世界に展開する」という企業理念を遵守し、受動部品業界の発展を深化させるとともに、グローバルに規模を拡大し続けております。上述のグローバルな買収と自社の製品ポートフォリオ最適化を経て、高いデザインイン(注7)の能力と、参入が難しいセグメントや市場への広範なリーチを有するソリューションプロバイダへと変貌を遂げ、製品、技術、人材、及び販売においてグローバルな競争優位性を有し、主導的な地位を確立していると考えております。

YAGEOは自らをグローバルにおける最大の受動部品企業の1社と考えており、その地位をさらに高めるために、YAGEOはオーガニックな成長及びM&Aを通じて成長し続けることを企図しております。なお、YAGEOのポリシーとして、グループ入りした企業のブランドを使用できるのであれば継続的に使用しております。これは長い歴史を築き上げてきた企業を尊重し、「一緒」に成長していきたいという思いからです。YAGEOは、買収の際に人材、技術、製品、事業全体の重要性を比較検討するとともに、買収後には対象会社の独立性を尊重いたします。YAGEOは、その専門性を引き続き活用し、顧客の製品を高め、より安全で効率的、そして相互に連携する未来を形作る革新的で信頼性の高いソリューションを提供いたします。

(注1) 受動部品技術とは、供給された電力を消費・蓄積・放出する等受動的な働きをする電子部品をい

います。

(注2) ブランド顧客とは、その最終製品を消費者に供給している顧客をいいます。

(注3) EMS (Electronics Manufacturing Services)とは、電子機器の生産を受託することをいいます。

(注4) ODM (Original Design Manufacturing)とは、委託者のブランドで製品を設計・生産することをいいます。

(注5) OEM (Original Equipment Manufacturing)とは、委託者のブランドで製品を生産することをいいます。

(注6) ハイエンドとは、高性能、高品質であることをいいます。

(注7) デザインインとは、顧客製品の仕様が固まる前の設計段階において、自社製品の採用を促進する営業活動をいいます。

## II. 提案の背景

YAGEO は、受動部品業界は、市場需要の鈍化、サプライチェーンにおいて継続する在庫調整、国際紛争、世界的なインフレーション等、様々な不確定要因の影響を受けていると考えております。そのような事業環境にもかかわらず、YAGEO は、ハイエンド市場の拡大、高品質な製品のポートフォリオ最適化、M&A 戦略の実行、統合によるシナジー効果を活用することで成長を続けてきました。YAGEO は、引き続き、変革のための戦略を実行するとともに、高品質な事業とグローバルの事業比率を拡大し、ハイエンドの自動車、産業、航空宇宙、スマートヘルスケア、AI/5G/IoT セグメントに焦点を当てた包括的な製品ポートフォリオを通じて、顧客にグローバルでワンストップな高品質のサービスを提供し、持続可能な事業の強みを確立しながら、株主の皆様と業界のためにより高い価値を創造して参ります。

この戦略の一環として、YAGEO は回路保護部品とセンサを新たな事業の柱として位置付け、ドイツの Heraeus Nexensos やフランスの Telemecanique Sensors 等、過去数年間にわたってハイエンドのセンサを製造・販売する企業を複数、成功裏に買収しました。Heraeus Nexensos は、優れた温度範囲、高精度な測定、高い安定性を有する高品質な白金薄膜温度センサの企業であると考えており、ハイエンドな産業及び自動車分野で100年以上の歴史を有しております。Heraeus Nexensos は、リード線付きセンサ、SMD (表面実装デバイス) センサ、PCB (プリント基板) センサ等、様々な白金薄膜温度センサ部品を提供し、顧客の多様な設計要件を満たします。Telemecanique Sensors は、電気機械及び電子センサの設計、開発、及び供給において世界で認識されております。Telemecanique Sensors は、90年以上にわたってセンサの継続的な技術革新により、ハイエンドのリミットスイッチ、近接センサ、圧力センサを含む、幅広いセンシングソリューションのポートフォリオを構築してきました。それらの製品は、IoT、産業オートメーション、インダストリー4.0 (注8)、インフラストラクチャー等、数々の急成長する産業分野の中で使用されており、その用途も多岐にわたります。これらの企業をYAGEOグループに迎え入れることで、高品質のセグメントへの継続的な戦略的集中を厳に追求し、高品質なコンポーネントソリューションプロバイダとしてハイエンドの製品ポートフォリオを拡大しております。長年のグローバルなM&A及び統合の経験により、これらの買収は、特に将来の成長に向けたキードライバーである産業セグメントにおいて、YAGEOをさらにセンサ市場に駆り立てることとなりました。例えば、これらの買収により、YAGEOに対しクロスセリングの機会が即時にもたらされました。Heraeus Nexensos及びTelemecanique SensorsとYAGEOの先進技術とグローバルにおける流通チャネルを活用し、ウォレット・シェア(注9)を獲得し続け、サプライチェーン管理のプロセスをさらに簡素化して顧客にグローバルでワンストップなサービスを提供することとなりました。このようにして、YAGEOは幅広い製品ポートフォリオを有する強力な産業向けのセンサプラットフォームを構築することができ、センサセグメントの年間収益は2023年に4億米ドルを超えました。

YAGEOは長きにわたる変革の取り組みを経て、自動車、産業等の世界各地においてあらゆる種類の電子アプリケーション向けの幅広いチャネルを有しており、グローバルの流通業者の間でも販売実績の観点から確固たる地位を築いていると自負しております。また、本取引は、YAGEOの広範なグローバルの販売・マーケティングネットワークを生かし、製品を幅広い顧客に販売し、顧客のニーズをより把握するこ

とで、対象者のさらなる成長のために大いに貢献できると確信しております。さらに、本取引により、対象者は既存事業に加えて YAGEO の回路保護部品部門と、潜在的にはより大きな4億ドル規模のセンサ事業グループとの連携が可能となります。このように、ユニークかつニッチな NTC サーミスタ市場（注10）で規模を拡大することはトップシェアを有するリーダーとなるために有用であると確信している方法です。M&A 及び統合は、YAGEO が過去に事業を拡大させてきた方法でもあり、買収に際しては人材、技術、製品及び事業全体の重要性を比較検討してきました。YAGEO が深く尊敬している素晴らしい業界プレーヤーである対象者についても、同様の方法で実行する方針です。

（注8）インダストリー4.0 とは、製造業における IoT や AI などを用いた技術革新をいいます。

（注9）製品又はサービスのカテゴリーに対する顧客の支出額のうち、特定の会社への支出額の割合をいいます。

（注10）温度の上昇により抵抗値が低下する種類の温度センサをいいます。

### III. 対象者を含む日本の電子機器メーカーが抱える課題

#### （ア） 日本の電子機器メーカーが抱える課題

対象者の属する電子部品業界は、半導体不足の緩和による自動車生産の回復等、業況の改善が見られる分野では好調ですが、家電製品等、最終需要の低迷や、インフレーション、為替動向、地政学的リスクの上昇等のマクロ経済要因により回復が遅れている分野では伸び悩む等、予断を許さない状況です。このような状況下において、YAGEO は、多くの企業が、収益を安定させるために高付加価値の商品・サービス、グローバル化、ソリューション指向のサービスの促進に努めていると考えております。

対象者の主要製品である、産業製品の温度を検知、管理、そして制御できる温度センサの需要は年々増しております。電動化が進んでいる自動車分野にとどまらず、様々な分野で省エネ、環境エコ等の推進により、温度センサの需要は今後も堅調に推移していくものと考えております。この成長市場では、対象者等の大手企業を含む日本の電子部品メーカーの間で競争がますます激化しており、存続のために製品開発とマーケティング活動に一定の継続的な投資が必要です。

#### （イ） 対象者について

YAGEO は、対象者が、強固な技術力を有する NTC サーミスタの大手メーカーとして世界的に認識されていると考えております。対象者有価証券報告書によれば、対象者は顧客ニーズに迅速かつ柔軟に対応する「技術力」「生産力」「販売力」を強化し、「環境」「省エネ」そして「安全」という時代の要請に応えるとともに、新規事業開拓や多角化等を意識しながらシェア拡大を目指すとのことです。サーミスタを通じて全世界の人々の暮らしに貢献するため、海外販売及び海外生産拠点の強化に注力するとのことです。対象者グループは、新たな価値の創造という長期経営構想のもと、2024年5月20日開催の取締役会において、中期経営計画 2024—2026 を策定、決議したとのことです。2033年度までの10年間のうち当該中期経営計画の期間である2024—2026年は、新市場の開拓、新製品の開発、事業の多角化、先端技術の導入、業務提携・共同開発を実行していくとのことです。また、当該期間における3つの経営基盤は、1) 製品開発：顧客ニーズを超える製品開発、2) 生産性向上：製造工程の効率化、3) マーケティング：全世界の顧客との連携によるシナジー創出とのことです。また、売上高、営業利益、売上高営業利益率、ROE の4つを財務の重要指標として目標を掲げ、資本コストを意識した経営を行っているとのことです。YAGEO は、対象者がビジョン及び財務目標を実現するために、YAGEO の支援なしに、対象者がグローバル市場の変化に対応し、安定的な収益を確保するために事業をグローバルに拡大するには時間がかかり、困難になる可能性があると考えております。特に、部品構成に比して平均販売価格が低い製品については、世界的にサプライチェーンを合理化しようとしている中で、単体の製品プロバイダーだけでは課題に直面し、本来有するポテンシャルを実現することが困難になる可能性があります。YAGEO は、対象者がその長い歴史の中で培って

きた技術力を活用して事業を拡大し、NTC サーミスタ市場で確固たる地位を築いてきたと考えておりますが、対象者は、本取引を通じて、YAGEO の広範なグローバル販売・マーケティングネットワークを利用することができます。これにより、対象者は、より多くのエンドマーケットで事業を拡大し、競争が激化する環境において成長を加速することができます。YAGEO は、対象者が、両社の様々な連携を通じて、より高い確実性をもって、より早期に、さらには生産性向上や販売・マーケティングの効率化に伴ってより高いマージン水準で、ビジョンと財務目標を達成できると考えております。

#### IV. YAGEO グループとの想定シナジー等

対象者と YAGEO には補完的な領域が複数あり、両社は以下のような様々な協業を通じて共に成長できると確信しております。なお、本取引によって生じるディスシナジーを検討した結果、現時点で想定するものはございません。

##### (ア) 製品ポートフォリオの強化

- YAGEO は過去数年間に複数の買収を通じてセンサ製品のポートフォリオを拡大させてきました。対象者は YAGEO のセンサ製品のポートフォリオの幅広さと深さを一層強化できると考えております。

##### (イ) 主要なエンドマーケットにおける市場機会の捕捉

- NTC サーミスタの需要は、自動車、産業、電力・エネルギー、家電だけでなく、AI/データセンターのコンピューティング分野でも安定的に増加すると予想されております。
- YAGEO は非常にバランスの取れた多様なセグメントから収益を得ており、YAGEO の顧客基盤及び顧客との密接な関係性は、対象者が様々なエンドマーケットにおいて活用することができることから、事業を拡大する上で有用であると考えております。例えば、対象者は、売上高のうち自動車や民生機器の顧客向けが一定の割合を占めておりますが、それ以外の分野での成長についても YAGEO がサポートすることが可能と考えております。

##### (ウ) 対象者の NTC サーミスタのグローバルでの販売拡大

- 対象者はアジア市場により重点を置いている一方、YAGEO は南北アメリカ、ヨーロッパ及びアジアで強い存在感を示しております。YAGEO の広範なグローバルの販売・マーケティングネットワークを生かし、対象者の NTC サーミスタ事業のさらなる強化を支援できると考えております。
- YAGEO は、電子部品業界で広く認知されているグローバル流通ネットワークと長期的で強固な関係を築いていると考えております。このネットワークにより、YAGEO は 250,000 以上の最終顧客にリーチし、年間 10 億米ドル以上の製品の再販価値を実現することができます。対象者は、このような広範な流通プラットフォームへの YAGEO のアクセスを活用することで大きな利益を得ることができると YAGEO は考えております。

##### (エ) より長期の、デザインインベースかつ収益性の高いビジネスの獲得

- 幅広い製品選択により顧客にトータルソリューションを提供することは、YAGEO の重要な戦略の一つです。
- 対象者製品を YAGEO の製品ポートフォリオに組み込み、主要エンドマーケットの構成部品/最終製品における YAGEO 製品の割合を増やすことで、デザインイン能力を有する YAGEO のノウハウを活用しながら多くの製品を顧客に供給できることから、両社はブランド/OEM クライアントとの、より長期的なデザインインベースかつ収益性の高いビジネスを共に獲得できると考えております。
- YAGEO の製品ポートフォリオの磁気及びディスクリット半導体において、YAGEO は OEM 顧客と提携し、顧客プラットフォームの設計及び BOM (電子部品の部品構成表) 定義の初期段階で関与することができます。この早期のアクセス及び OEM 顧客との設計サイクルの共同は、よ

り高いレベルのクロスデザイン、そして最終的には YAGEO 製品ポートフォリオのより広範な領域のクロスセリングを促進すると考えております。YAGEO は、対象者がこのような YAGEO のワンストップの設計ソリューションのコンセプトを活用することで、大きな利益を得ることができると考えております。

(オ) センサ及び回路保護プラットフォーム全体の設計と開発

- YAGEO は NTC の開発・製造・販売だけでなく、回路保護事業やセンサ事業全体（売上高 4 億ドル）を本取引後に対象者に統合する方針です。

(カ) 成長投資の加速

- YAGEO は対象者と比較して高い投資能力を有しております。YAGEO は、本取引の完了に伴い対象者が成長投資を加速することを支援する意向であり、対象者はより飛躍的な事業成長の機会を追求することが出来ると考えております。

## V. 小括

上記「III.対象者を含む日本の電子機器メーカーが抱える課題」に記載のとおり、YAGEO は、YAGEO 及び対象者の属する受動部品メーカーの市場は非常に激しい競争環境にあると分析しております。

もっとも、YAGEO は、本取引には、上記「IV. YAGEO グループとの想定シナジー等」の（ア）乃至（カ）記載のとおりシナジーがあると考えているため、これにより、YAGEO と対象者が一体となり、電子部品メーカーが曝されている厳しい競争環境を勝ち抜くことが可能となると考えます。YAGEO は、本取引により対象者が「III. 対象者を含む日本の電子機器メーカーが抱える課題」の「(イ) 対象者について」で述べた利点を活用することにより、全ての株主及びステークホルダーに対して意義あるシナジー効果を発現し企業価値を最大化することができると考え、2024 年 9 月頃から本取引の検討を開始しました。2024 年 10 月 11 日、YAGEO は、まず、YAGEO の創業者兼会長と対象者の代表取締役社長との面談を通じて業務提携の可能性を探りたい旨の申し入れを行いました。しかしながら、2024 年 10 月 21 日、対象者が当該面談の実施を拒否する旨を回答したため、2024 年 11 月 4 日、YAGEO は対象者の代表取締役社長宛てにレターを直接送付し、対面での面談を通じて背景説明を行うことについて申し入れました。しかしながら、2024 年 11 月 26 日、YAGEO は、YAGEO による面談の申し入れを再度拒否する旨のレターを対象者から受領いたしました。その後、YAGEO は、本取引について対象者取締役会と友好的に協議することを目的として、企業買収行動指針の趣旨に沿って、2024 年 12 月 30 日に、対象者の取締役会に対して、本取引を通じて対象者株式の全てを 1 株あたり 4,300 円で取得する意向、本取引後の YAGEO と対象者間における潜在的なシナジー及び本取引後の経営方針等を記載した本意向表明書を提出いたしました。また、YAGEO は、YAGEO の本取引に関する提案や、両社の潜在的なシナジー効果に加えて、対象者の企業価値を高めるためのさらなる成長に向けた YAGEO の計画についても詳細に説明するための詳細な補足資料を対象者に提供いたしました。なお、YAGEO は、本意向表明書の提出にあたり、経済産業省が策定した企業買収行動指針を含む、日本における企業買収に関する諸法令を注意深く確認しております。YAGEO は、本意向表明書の提出後、その内容及び YAGEO の意思を可能な限り速やかに説明し、協力して相互の合意に達する機会を設けるよう、対象者に対して面談実施の要請を続けておりましたが、その機会を得ることができませんでした。かかる状況を踏まえて、YAGEO は、2025 年 1 月 13 日に、対象者代表取締役社長宛てにレターを送付し、具体的な日程候補も含めて再度面談の実施を要請しましたが、2025 年 1 月 16 日において、YAGEO は本取引に関する検討にあたって、守秘義務契約書の締結を必要とする旨のレターを対象者より受領し、2025 年 1 月 22 日において、対象者から本対象者 NDA 案を受領しました。本対象者 NDA 案は YAGEO に一方的な守秘義務を課すとともに、一定期間 YAGEO による対象者株式の取得並びに本取引に関する公表及び開始等を禁止するものでしたが、YAGEO は、対象者の情報を受領するためではなく、専ら YAGEO による提案内容を対象者に口頭で直接説明するために面談を依頼しており、かかる面談を行うためには本対象者 NDA 案の締結が必要であるという対象者の回答は、実質的には面談を拒否するに等しいと考えておりました。しかしながら、YAGEO としては対象者の理解を得た上で本取引を進めたかったため、面談の実施には本対象者 NDA 案の締結を前提とするべきではな

いことを対象者に説明し、引き続き面談実施の要請を行いました。2025年2月5日時点までにはそのような機会を得ることができませんでした。対象者が当該機会を与えないことについて、YAGEOは対象者から合理的な説明を受けられていない現状を踏まえ、対象者の株主の皆様にもYAGEOの提案をご検討いただく機会が提供されなくなることを懸念したため、透明性あるプロセスを通じて、対象者の株主の皆様判断のために有益な情報が、公開買付者と対象者から適切かつ積極的に提供されることを促し、もって対象者の株主の皆様が本取引の是非や取引条件に関して対象者及びその株主のために最適な選択をすることができる状況を確認することを企図し、2025年2月5日、YAGEOは、本公開買付価格を4,300円（本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日（基準日）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（3,140円）、同日までの直近1週間の終値単純平均値（3,169円）、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値（3,213円）、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値（3,252円）、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値（3,274円）に対してそれぞれ36.94%、35.69%、33.83%、32.23%、及び31.34%のプレミアム）として、本取引に関する予定を公表いたしました。

本公表を受け、対象者は、公開買付者に対し、2025年2月26日付で、対象者取締役会及び本意向表明書に記載された提案を検討するために対象者が設置した本特別委員会が必要と考える情報の提供を要請する質問書を交付したとのことです。これを受け、公開買付者は、対象者に対し、2025年3月6日付で、左記質問書に対する回答書を提出いたしました。その後、対象者は、公開買付者に対し、2025年3月19日付で、追加情報の提供を要請する質問書（2回目）を交付したとのことです。これを受け、公開買付者は、対象者に対し、2025年3月26日付で、左記質問書（2回目）に対する回答書（2回目）を提出いたしました。

その後、公開買付者は、対象者との間で、2025年3月31日付で秘密保持契約を締結したうえで、上記回答書及び回答書（2回目）にて、公表を前提とした回答書には馴染むものではないとして回答を一部控えた質問について、重要な補足説明及び追加的な情報提供をすることを目的として、2025年4月2日、対象者の経営陣及び特別委員会と面談を実施いたしました。

公開買付者は、2025年4月10日付で、ミネベアミツミが、ミネベアミツミ公開買付けを開始する予定である旨を公表したこと、対象者が同日付で公表した対象者2025年4月10日付意見表明プレスにおいて、対象者の取締役会が、現時点における対象者の意見として、ミネベアミツミ公開買付けが開始された場合には、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨及び本買付条件変更（1）前の本公開買付けに対して反対の意見を表明する旨を決議したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、本公開買付けにおける対象者株式1株あたりの買付け等の価格について再度検討を行った結果、2025年4月17日、本公開買付価格を4,300円から5,400円（本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日（基準日）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（3,140円）、同日までの直近1週間の終値単純平均値（3,169円）、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値（3,213円）、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値（3,252円）、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値（3,274円）に対してそれぞれ71.97%、70.40%、68.07%、66.05%、及び64.94%のプレミアム）に変更することを決定いたしました。

さらに、公開買付者は、ミネベアミツミが、2025年5月1日付で、ミネベアミツミ公開買付開始プレスにおいて、対象者株式の買付け等の価格を1株当たり5,500円に更に引き上げたうえで、2025年5月2日から公開買付けを開始する旨を公表したこと、対象者が同日付で公表した対象者2025年5月1日付意見表明プレスにおいて、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したこと及び本公開買付けに対する反対の意見に変更がないことを確認したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、2025年5月8日、本公開買付価格を5,400円から6,200円（本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日（基準日）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（3,140円）、同日までの直近1週間の終値単純平均値（3,169円）、同日までの直近

1ヶ月間の終値単純平均値(3,213円)、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値(3,252円)、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値(3,274円)に対してそれぞれ97.45%、95.65%、92.97%、90.65%、及び89.37%のプレミアム)に変更することを決定いたしました。

## ② 本公開買付け後の経営方針

### I. 経営体制については、今後対象者と一緒に協議し決定いたします

YAGEOは、対象者の日本における製造設備及び研究開発能力を維持し、YAGEOの関連する事業活動を対象者と効率的に連携しながら、回路保護部品部門及び潜在的にはより広範なセンサ事業グループの経営を対象者に委任する予定です。YAGEOは、対象者の技術リーダーシップを推進するためのさらなる研究開発のリソースと、対象者の成長を支援する追加的な財務リソースの提供を検討しております。また、YAGEOは、今後の成長に備えて日本における対象者の生産能力と設備を拡大する予定です。YAGEOは、YAGEOのグローバルにおける流通プラットフォームとグローバルの顧客基盤へのアクセスを通じて対象者による顧客へのリーチを強化し、特に南北アメリカとEMEA(ヨーロッパ、中東、アフリカ)における対象者のグローバル市場シェアの拡大を加速できると考えております。各事業のリソースが連携され、またYAGEOから更なる資金が援助されることにより、対象者の事業は、YAGEOの回路保護部品とセンサと合計して売上高6億ドルを超える規模の事業群となり、その規模、製品の幅広さ及び技術の観点から重要な電子部品の有力企業となるものと考えております。YAGEOの直近の統合の成功事例は、対象者の成功を確かなものとするために提供可能な全てのサポートをYAGEOから受けながらも、独立して経営できる可能性が高いという安心感を対象者に与えるものと確信しております。

YAGEOは、本公開買付けが成立した場合には、共にセンサ業界の変革、世界屈指のセンサメーカーを目指していきたいと考えておりますので、具体的な経営体制については、両社の企業価値をさらに向上させる観点から対象者と誠実に協議を行った上で決定いたします。

本取引後、両社のシナジーを早期に実現し、対象者の潜在的な企業価値を顕在化し、共に世界屈指の産業のセンサメーカーを目指していきたいと考えております。YAGEOは、対象者の長期的に新たな価値創造を実現するという長期的な経営ビジョンは、YAGEOの長期的な成長と企業価値向上という経営理念と十分に一致していると考えております。したがって、YAGEOは、2024年5月20日に公表された対象者の中期経営計画で言及されている第1段階の「成長基盤の整備」から開始し、各成長段階における対象者の長期的な成長を支援して参ります。例えば、YAGEOは、中期経営計画に記載された以下の3つの経営基盤のそれぞれに深く同意し、これを支援いたします。

#### (ア) 製品開発

- YAGEOは、対象者が、顧客ニーズの把握、開発、及び設計というサイクルを繰り返すことを通じて、温度センサ完成に向けた開発を推進することができると理解しております。
- そして、YAGEOは、対象者が新製品及び新市場の拡大を企図する場合、本取引は大いに有効であると考えております。統合に伴い、YAGEOは、センサ関連事業を対象者に統合し、上記「I. 経営体制については、今後対象者と一緒に協議し決定いたします」に記載の通り経営全体を委任する意向です。これにより、温度異常を検出するための重要なセンサ機能を提供するだけでなく、対象者が回路保護事業全体を設計、開発することが可能となります。
- YAGEOは、対象者の強みと技術力を活かして、回路保護全体の幅広いニーズを直接満たす機能を提供することが、顧客ニーズを上回る製品の開発や新製品・新市場の拡大に大きく貢献すると考えております。

#### (イ) 生産性の向上

- YAGEOは、両社の相補性が生産性向上に大きく貢献すると考えております。例えば、世界61拠点のYAGEOの製造拠点及び資源を活用することにより、対象者は、「生産ラインを海外工場へ移転する」という選択肢が広がります。

- 検査・組立工程において、YAGEO は、AI 導入、自動化、協働ロボットによる省人化を既に実施しており、ノウハウやデータの共有により、対象者のさらなる生産性向上に貢献できます。
- 当該経営基盤における、海外工場への生産ライン移管、AI 導入による自動化、協働ロボットによる省人化等の各戦略は、YAGEO が目指すものと整合しており、YAGEO はそれを全面的に支持いたします。

(ウ) マーケティング

- YAGEO は、対象者が、幅広い顧客において高い顧客内シェアを有する YAGEO の広範なネットワークを活用することにより、マーケティング戦略を加速できると考えております。
- 例えば、対象者は、3つの顧客カテゴリーにわたって、YAGEO の広範なグローバル販売・マーケティングネットワークを活用することができます。これには、YAGEO がエンジニアリングリソースを最大限に活用して長期／デザインインベースのビジネスを獲得しているブランド／OEM 顧客、直販及びマーケティングの専門家を通じて自社製品を幅広く販売している EMS 顧客、並びにグローバルの流通業者を通じて製品を販売している約 22 万 1,000 社の幅広い顧客が含まれます。
- YAGEO のネットワークを活用することにより、対象者は NTC サーミスタを幅広い顧客に販売し、顧客のニーズをより良く把握し、より多くのイノベーションを創出することができ、対象者が目指す新たな分野、新製品、新サービス、新市場の開発が容易になると考えられます。YAGEO は、これこそがまさに「世界中の顧客とのコラボレーションを通じてシナジーを生み出す」ことであると信じております。

YAGEO は、上記 (ア)、(イ)、(ウ) に記載の経営基盤に対する支援に加え、対象者が中期経営計画における財務目標を達成することを支援するとともに、将来の成長のための投資、報酬プラン、新規事業開発等、対象者の長期的な成功を様々な側面から支援いたします。

YAGEO は、対象者に YAGEO グループへ入っていただくことがゴールではなく、対象者が持続的に成長可能な企業となるための第一歩として、本取引後長きにわたって、対象者が YAGEO グループと共に成長し続ける企業になっていただくことがなにより重要と考えております。そのためには、対象者がこれまで培ってきた優れた企業文化を維持する必要がある、そのような企業文化の担い手である対象者従業員の皆様が、高いモチベーションと大きな希望をもって、これまで同様に主体的にご活躍いただくことが必須であると考えております。会社の最善の利益に基づいて必要なすべての決定を行うことを前提に、具体的な人員配置については、今後対象者と協議し決定することを考えておりますが、本取引の実行後の対象者の役員については、YAGEO グループ入りした他のグループ会社と同様に、YAGEO グループからの派遣は、最小限の範囲に留める予定です。また、対象者及び既存の取引先の取引関係についても、原則として維持する予定です。

一方、これまでの YAGEO の M&A や PMI の経験より蓄積された経営ノウハウを用いて、YAGEO グループとのシナジーを早期に実現するために、YAGEO グループのトップマネジメントはもちろんのこと、現場レベルの責任者が継続的に対象者を訪問し、また対象者には YAGEO をご訪問いただく予定です。YAGEO は、対象者を訪問の上、対象者の役職員の皆様と直接協議を行い、両社の将来の成長に向けた成長戦略課題について協議いたします。YAGEO グループは、世界をリードするセンサ企業になるための責任を担って参ります。

II. 対象者ブランドについて、維持することを慎重に検討いたします

商号につきましては、基本的には YAGEO グループ入りした会社には社名に「YAGEO」を冠していただくこととしておりますが、対象者ブランドは既にセンサ業界でその名を知られていることを踏まえて、維持する方向も含めて慎重に検討して参ります。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの

## 公正性等を担保するための措置

本日現在、公開買付者は、対象者株式を 1,000 株（所有割合：0.01%）所有しているにすぎず（なお、公開買付者は、2025 年 3 月 12 日、YAGEO より、市場外で対象者株式 1,000 株を取得しております。）、本公開買付けは、支配株主による公開買付けには該当しません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）取引にも該当しません。もっとも、本公開買付けは対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的の一環として実施されること等を考慮し、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引の公正性担保に慎重を期する観点から、以下の措置を講じております。

### ① 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

公開買付者は、2025 年 2 月 5 日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに 61 営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しております。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である 60 営業日を超える 91 営業日を確保することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式（1,000 株）及び対象者が所有する自己株式（313,997 株）を除きます。）を取得できなかった場合のうち、(i) 本公開買付けの結果、公開買付者が対象者の総株主の議決権の 90%以上に対応する対象者株式を所有するに至った場合、(ii) 公開買付者が対象者の総株主の議決権の 3分の2以上 90%未満に対応する対象者株式を所有するに至った場合、(iii) 公開買付者が対象者の総株主の議決権の 3分の2以上に対応する対象者株式を所有するに至らなかった場合のいずれの場合であっても、公開買付者は、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しており、上記 (i) の場合は、会社法第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定に基づき、株式売渡請求を行う予定であり、上記 (ii) 及び (iii) の場合には、対象者に対して、会社法第 180 条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む、本臨時株主総会の開催を要請する予定です。上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、上記 (iii) の場合でも、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案の可決要件を満たす見込みであると考えております。

但し、上記 (iii) の場合、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が否決される可能性もあります。しかし、当該議案が否決される場合であっても、公開買付者は、最終的には対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式（1,000 株）及び対象者が所有する自己株式（313,997 株）を除きます。）を取得することを目的としていることから、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に 3分の2を乗じた議決権の数に対応する株式数に達するまで対象者株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請する予定です（このような追加取得及びその後の株主総会による本株式併合の承認までに要する期間については、市況等の事情にもよるため、現時点では確定的な時期を特定することは困難であり、具体的な見込み時期が判明しましたらその旨お知らせいたします。）。公開買付者は、当該追加取得の方法とし

て、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け（法において認められる場合に限り）を予定しております。本公開買付けが成立した場合には、当該見込み時期にかかわらず、対象者を完全子会社化の方針を変更いたしません。

なお、上記追加取得において、公開買付者が対象者の株主の皆様に対して支払う対価は、本公開買付価格と比較して、当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に同等と評価される価格（対象者が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、1株あたり、本公開買付価格と同額）といたします。

#### ① 株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。以下本①において同じです。）の全員に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定です。本株式売渡請求においては、対象者株式1株あたりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して本株式売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承認を要することなく、公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主全員からその所有する対象者株式の全部を取得いたします。

株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

#### ② 株式併合

他方で、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を遅くとも本公開買付けの成立後3ヶ月以内を目途に開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。

本臨時株主総会の開催時期等については、YAGEO及び公開買付者と対象者にて協議の上、決定次第、対象者に速やかに公表していただくよう要請いたします。なお、YAGEO及び公開買付者としては、本臨時株主総会の開催に向けて対象者にご協力いただけるよう誠実にご説明を差し上げる予定ですが、仮に対象者にご協力いただけない場合には、やむを得ず、株主としての地位に基づいて本臨時株主総会の開催のために必要となる手続を、自ら、できる限り速やかに実施する予定です。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより対象者株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主（公開買付者を除きます。）の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられま

す。)に相当する対象者株式(以下「本端数合計株式」といいます。)を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。本端数合計株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。

本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が対象者株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定されるよう要請する予定です。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合をすることにより株式の数の1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関連法令の定めに従い、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることができ旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができ旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定です。対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)は、上記申立てを行うことができることとなる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記①及び②の各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者に速やかに公表していただくよう要請する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の手続が実行された場合には、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

なお、本公開買付けにおいては、本公開買付け成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上に相当する対象者株式を所有するに至らない場合もあり得るところ、その結果、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載した本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案の承認を得られない可能性があります。しかし、当該承認を得られない場合であっても、公開買付者は、最終的には対象者株式の全て(公開買付者が所有する対象者株式(1,000株)及び対象者が所有す

る自己株式（313,997 株）を除きます。）を取得することを目的としていることから、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に3分の2を乗じた議決権の数に相当する株式数に達するまで対象者株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請する予定です。公開買付者は、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け（法において認められる場合に限り）を予定しております。本公開買付けが成立した場合には、当該見込み時期にかかわらず、対象者を完全子会社化する方針を変更いたしません。なお、上記追加取得において、公開買付者が対象者の株主の皆様に対して支払う対価は、本公開買付価格と比較して、当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に同等と評価される価格（対象者が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、1株あたり、本公開買付価格と同額）といたします。

#### （6）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

#### （7）企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続の公正性について

上記「（1）本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本取引が、YAGEO グループとのシナジー実現等により対象者の中長期的な企業価値を向上させ、同時に対象者の株主の皆様に対して市場株価に大幅なプレミアムを付した公正な対価の分配を可能ならしめる点で、企業買収行動指針における「望ましい買収」に該当すると考えており、その実施に際して対象者の株主の皆様のご判断に有益な情報を適切かつ積極的に開示し（透明性の原則）、対象者の株主の皆様のご合理的な意思決定の機会を確保した上で、株主の皆様のご判断に最終的に依拠することとする（株主意思の原則）等、手続の公正性に最大限配慮する所存です。具体的には、以下のとおり、企業買収行動指針を遵守する方法による本取引の実施をご提案いたします。

##### ① インフォームド・ジャッジメントの機会の確保

公開買付者としては、本予告プレスを通じて、対象者やその株主の皆様に対して、必要かつ十分な情報を提供しているものと考えております。公開買付者は、2025年2月26日、対象者から「質問書」の交付を受け、2025年3月6日、対象者に対し、当該「質問書」に対する「回答書」を提出するとともに、同「回答書」を公表いたしました。その後、公開買付者は、2025年3月19日、対象者から「質問書（2回目）」の交付を受け、2025年3月26日、対象者に対し、当該「質問書（2回目）」に対する「回答書（2回目）」を提出するとともに、同「回答書」を公表いたしました。また、2025年4月2日には、2025年3月31日に秘密保持契約を締結し、同日、その旨公表したうえで、公開買付者は対象者取締役会及び本特別委員会と面談を行い、上記回答書及び回答書（2回目）にて、公表を前提とした回答書には馴染むものではないとして回答を一部控えた質問について、重要な補足説明及び追加的な情報提供をすることを目的として、2025年4月2日付で対象者の経営陣及び特別委員会と面談を実施する等、対象者経営陣会及び特別委員会に対して、本取引の内容をご理解いただき、本公開買付けにご賛同いただけるよう適時にご説明を差し上げ、さらに、対象者取締役会が、本意向表明書に記載の情報に加えて、本公開買付けに対する意見形成のために追加的に必要であると判断された情報の提供依頼に対応してきました。なお、公開買付者は、2025年4月3日に、2025年4月2日付で対象者の経営陣及び特別委員会と面談を実施したことについて公表しております。また、その後、公開買付者は、2025年4月15日付で、対象者2025年4月10日付意見表明プレスに対する公開買付者の見解を公表いたしました。

加えて、公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日

を確保することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。

したがって、公開買付者は、企業買収行動指針に規定されている「株主意思の原則」や「透明性の原則」を遵守しており、必要な情報を適切に提供し、透明性・公正性が十分に確保された上で、株主が買収者による株式の取得に応じるか否かを判断（インフォームド・ジャッジメント）する機会は、十分に確保されているものと考えております。

## ② 強圧性を排除することを意図した条件設定

### (i) 非公開化を目的とした買付予定数の設定等

本公開買付けにおいては、公開買付者は、最終的に対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的としており、買付予定数の上限を設けておりません。

また、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合のうち、本公開買付けの結果、(i) 公開買付者が対象者の総株主の議決権の 90%以上に相当する対象者株式を所有するに至った場合、(ii) 公開買付者が対象者の総株主の議決権の 3分の2以上 90%未満に相当する対象者株式を所有するに至った場合、(iii) 公開買付者が対象者の総株主の議決権の 3分の2以上に相当する対象者株式を所有するに至らなかった場合のいずれの場合であっても、公開買付者は対象者を完全子会社化する方針を変更せず、本スクイズアウト手続を実施することを予定しており、上記 (ii) 及び(iii) の場合には、対象者に対して、本臨時株主総会の開催を要請する予定です。上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、上記 (iii) の場合でも、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案の可決要件を満たす見込みであると考えております。

なお、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案の承認を得られない場合であっても、公開買付者は、最終的には対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的としていることから、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に 3分の2 を乗じた議決権の数に相当する株式数に達するまで対象者株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請いたします。公開買付者は、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け（法において認められる場合に限り）を予定しております。本公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、対象者を完全子会社化する方針を変更いたしません。

また、上記追加取得において、公開買付者が対象者の株主の皆様に対して支払う対価は、本公開買付価格と比較して、当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に同等と評価される価格（対象者が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、1株あたり、本公開買付価格と同額）といたします。

したがって、本取引は、本公開買付けと同一の価格での本スクイズアウト手続を実施することを予めコミットしたものであり、対象者の株主の皆様への強圧性を低減した条件になっているものと考えております。

### (ii) 株主の皆様にも、公開買付けへの応募と取引の是非の両方について判断する機会を提供することを目的とした公開買付期間の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を 7,623,200 株と設定し、(i) 応募株式の数の合計が 7,623,200 株に満たない場合には、応募株式の全部の買付け等を行わないものの、(ii) 公開買付期間中に応募株式の数の合計が 7,623,200 株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して 10 営業日を確保できるよう公開買付期間を延長する（但し、公開買付期間の開始日から 20 営業日以内に応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して公開買付期間の末日まで 10 営業日を確保できていることから、公開買付期間の延長を行いません。）ことを予定しております。公開買付者は、これにより、本取引の是非に関する意思表示

(賛否) と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、これをもって強圧性を排除することを意図しており、また、より多くの対象者の株主の皆様に応募いただく機会を提供できると考えております。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 名称	株式会社芝浦電子	
② 所在地	埼玉県さいたま市中央区上落合2-1-24	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃	
④ 事業内容	サーミスタ、温度・湿度・風速センサ等の製造販売	
⑤ 資本金	21億4,461万円	
⑥ 設立年月日	1953年3月3日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2024年9月30日現在)	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	12.3%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6.1%
	明治安田生命保険相互会社	5.4%
	BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	4.8%
	株式会社埼玉りそな銀行	4.6%
	株式会社三菱UFJ銀行	2.8%
	日星電気株式会社	2.2%
	BNP PARIBAS LUXEMBOURG / 2S / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	2.1%
	株式会社SBI証券	2.1%
	MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)	1.8%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資本関係	公開買付者は、本日現在、対象者株式 1,000 株 (所有割合: 0.01%) を所有しております。	
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

### (2) 日程等

#### ① 日程

買付け等の期間	2025年5月9日(金曜日)から2025年6月19日(木曜日)まで(30営業日)
---------	--

公開買付開始公告日	2025年5月9日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> ）
公開買付届出書提出日	2025年5月9日（金曜日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性  
該当事項はありません。

④ 期間延長の確認連絡先  
該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格  
普通株式1株につき、金 6,200 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠

① 算定の基礎

公開買付者は、対象者の事業及び財務の状況並びに株価の動向を総合的に分析し、想定されるシナジー及び応募の見通し等を総合的に考慮して、2025年2月5日に本公開買付価格を4,300円と決定いたしました。本買付条件変更（1）前の本公開買付価格である4,300円は、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日（基準日）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（3,140円）、同日までの直近1週間の終値単純平均値（3,169円）、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値（3,213円）、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値（3,252円）、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値（3,274円）に対してそれぞれ36.94%、35.69%、33.83%、32.23%、及び31.34%のプレミアムを加えた価格となります。

その後、公開買付者は、2025年2月5日の本予告プレスを公表後、2025年4月10日付で、ミネベアミツミが、ミネベアミツミ公開買付けを開始する予定である旨を公表したこと、対象者が同日付で公表した対象者2025年4月10日付意見表明プレスにおいて、対象者の取締役会が、現時点における対象者の意見として、ミネベアミツミ公開買付けが開始された場合には、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨及び本買付条件変更（1）前の本公開買付けに対して反対の意見を表明する旨を決議したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、本公開買付けにおける対象者株式1株あたりの買付け等の価格について再度検討を行った結果、2025年4月17日、本公開買付価格を4,300円から5,400円に変更することを決定いたしました。

本買付条件変更（1）後の本公開買付価格である5,400円は、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日（基準日）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（3,140円）、同日までの直近1週間の終値単純平均値（3,169円）、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値（3,213円）、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値（3,252円）、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値（3,274円）に対してそれぞれ71.97%、70.40%、68.07%、66.05%、及び64.94%のプレミアムを加えた価格となります。

さらに、公開買付者は、ミネベアミツミが、2025年5月1日付で、ミネベアミツミ公開買付開始プレスにおいて、対象者株式の買付け等の価格を1株当たり5,500円に更に引き上げたうえで、2025年5月2日から公開買付けを開始する旨を公表したこと、対象者が同日付で公表した対象者2025年5月1日付意見表明プレスにおいて、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したこと及び本公開買付けに対する反対の意見に変更がないことを確認したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、2025年5月8日、本公開買付価格を5,400円から6,200円に変更することを決定いたしました。

本買付条件変更（２）後の本公開買付価格（6,200 円）は、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である 2025 年 2 月 4 日（基準日）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（3,140 円）、同日までの直近 1 週間の終値単純平均値（3,169 円）、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値（3,213 円）、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値（3,252 円）、及び同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値（3,274 円）に対してそれぞれ 97.45%、95.65%、92.97%、90.65%、及び 89.37%のプレミアムを加えた価格であり、2024 年 1 月から 12 月までに公表された案件公表前の PBR が 1 倍以上であった上場会社の非公開化を目的とした事例 37 件（但し、自己株式の公開買付け及び本日時点で成立していない公開買付けを除きます。）におけるプレミアム水準の中央値（公表日の前営業日の終値、公表日の前営業日までの直近 1 ヶ月間、公表日の前営業日までの直近 3 ヶ月間、及び公表日の前営業日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して、それぞれ、42.41%、41.69%、42.27%、及び 42.14%）を上回っていること、②東京証券取引所が公表している統計資料によれば、対象者が属するスタンダード市場に上場している電気機器を業種とする企業の 2025 年 1 月時点における平均 PBR（株価純資産倍率）が 0.8 倍であるところ、本公開買付け価格は PBR2.6 倍に相当する水準であることからすれば、対象者の株主の皆様には大きなプレミアムをご享受いただける価格であると考えております。現時点において、本取引を通じて対象者が企図するシナジー効果を定量化することは困難ですが、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引は、対象者の株主の皆様には企業買収行動指針に記載の「株主が享受すべき利益」、すなわち、「買収を行わなくても実現可能な価値」を最低限保障するのみならず、「買収を行わなければ実現できない価値」の公正な分配をも十分保証する合理的な投資回収機会を提供するものであると考えております。

なお、公開買付者は、上記の諸要素、上記「1. 公開買付の目的等」の「（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の想定されるシナジー、及び応募の見通し等を総合的に考慮して本公開買付価格を決定しております。

また、台湾証券取引法及び関連規則においては、上場企業が他社の有価証券を取得し、かつ、その取引金額が一定の基準を上回る場合には、上場企業が支払う対価が、自社の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得することが義務づけられているため、YAGEO は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である信佑聯合会計事務所（以下「信佑聯合」といいます。）に対し、本買付条件変更（１）前の本公開買付価格である 4,300 円が YAGEO の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の提出を求め、2025 年 2 月 5 日付でこれを取得いたしました。なお、信佑聯合は、YAGEO 及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していません。また、台湾証券取引法及び関連規則は、買収対象企業の株式価値の評価を求めるものではないため、YAGEO は、信佑聯合に対して、対象者の株式価値の算定を依頼していません。さらに、当該意見書は、台湾証券取引法及び関連規則に従って、YAGEO の株主への責任を果たす観点から、外部専門家（会計士）に本買付条件変更（１）前の本公開買付価格の公正性を評価していただいたものであり、その評価内容は本公開買付価格の決定に際して参考にしておりません。

また、YAGEO は、信佑聯合に対し、本買付条件変更（１）後の本公開買付価格である 5,400 円が YAGEO の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の提出を求め、2025 年 4 月 15 日付でこれを取得いたしました。また、台湾証券取引法及び関連規則は、買収対象企業の株式価値の評価を求めるものではないため、YAGEO は、信佑聯合に対して、対象者の株式価値の算定を依頼していません。さらに、当該意見書は、台湾証券取引法及び関連規則に従って、YAGEO の株主への責任を果たす観点から、外部専門家（会計士）に本買付条件変更（１）後の本公開買付価格の公正性を評価していただいたものであり、その評価内容は本公開買付価格の決定に際して参考にしておりません。

加えて、上記意見書（フェアネス・オピニオン）によれば、本買付条件変更（２）後の本公開買付価格である 6,200 円も、YAGEO の株主にとって財務的見地から公正であるとのこととす。

## ② 算定の経緯

YAGEO は、本取引により対象者が上記「1. 公開買付の目的等」の「（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を

決定するに至った目的及び意思決定の過程」の「III. 対象者を含む日本の電子機器メーカーが抱える課題」の「(イ) 対象者について」で述べた利点を活用することにより、全ての株主及びステークホルダーに対して意義あるシナジー効果を発現し企業価値を最大化することができると考え、2024年9月頃から本取引の検討を開始しました。2024年10月11日、YAGEOは、まず、YAGEOの創業者兼会長と対象者の代表取締役社長との面談を通じて業務提携の可能性を探りたい旨の申し入れを行いました。しかしながら、2024年10月21日、対象者が当該面談の実施を拒否する旨を回答したため、2024年11月4日、YAGEOは対象者の代表取締役社長宛てにレターを直接送付し、対面での面談を通じて背景説明を行うことについて申し入れました。しかしながら、2024年11月26日、YAGEOは、YAGEOによる面談の申し入れを再度拒否する旨のレターを対象者から受領いたしました。その後、YAGEOは、本取引について対象者取締役会と友好的に協議することを目的として、企業買収行動指針の趣旨に沿って、2024年12月30日に、対象者の取締役会に対して、本取引を通じて対象者株式の全てを1株あたり4,300円で取得する意向、本取引後のYAGEOと対象者間における潜在的なシナジー及び本取引後の経営方針等を記載した本意向表明書を提出いたしました。

また、YAGEOは、YAGEOの本取引に関する提案や、両社の潜在的なシナジー効果に加えて、対象者の企業価値を高めるためのさらなる成長に向けたYAGEOの計画についても詳細に説明するための詳細な補足資料を対象者に提供いたしました。なお、YAGEOは、本意向表明書の提出にあたり、経済産業省が策定した企業買収行動指針を含む、日本における企業買収に関する諸法令を注意深く確認しております。YAGEOは、本意向表明書の提出後、その内容及びYAGEOの意思を可能な限り速やかに説明し、協力して相互の合意に達する機会を設けるよう、対象者に対して面談実施の要請を続けておりましたが、その機会を得ることができませんでした。かかる状況を踏まえて、YAGEOは、2025年1月13日に、対象者代表取締役社長宛てにレターを送付し、具体的な日程候補も含めて再度面談の実施を要請しましたが、2025年1月16日において、YAGEOは本取引に関する検討にあたって、守秘義務契約書の締結を必要とする旨のレターを対象者より受領し、2025年1月22日において、対象者から本対象者NDA案を受領しました。本対象者NDA案はYAGEOに一方的な守秘義務を課すとともに、一定期間YAGEOによる対象者株式の取得並びに本取引に関する公表及び開始等を禁止するものでしたが、YAGEOは、対象者の情報を受領するためではなく、専らYAGEOによる提案内容を対象者に口頭で直接説明するために面談を依頼しており、かかる面談を行うためには本対象者NDA案の締結が必要であるという対象者の回答は、実質的には面談を拒否するに等しいと考えておりました。しかしながら、YAGEOとしては対象者の理解を得た上で本取引を進めたかったため、面談の実施には本対象者NDA案の締結を前提とするべきではないことを対象者に説明し、引き続き面談実施の要請を行いました。2025年2月5日時点までにはそのような機会を得ることができませんでした。対象者が当該機会を与えないことについて、YAGEOは対象者から合理的な説明を受けられていない現状を踏まえ、対象者の株主の皆様にもYAGEOの提案をご検討いただく機会が提供されなくなることを懸念したため、透明性あるプロセスを通じて、対象者の株主の皆様のために有益な情報が、公開買付者と対象者から適切かつ積極的に提供されることを促し、もって対象者の株主の皆様が本取引の是非や取引条件に関して対象者及びその株主のために最適な選択をすることができる状況を確保することを企図し、2025年2月5日、YAGEOは、本公開買付価格を4,300円（本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日（基準日）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（3,140円）、同日までの直近1週間の終値単純平均値（3,169円）、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値（3,213円）、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値（3,252円）、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値（3,274円）に対してそれぞれ36.94%、35.69%、33.83%、32.23%、及び31.34%のプレミアム）として、本取引に関する予定を公表いたしました。

公開買付者は、2025年2月5日に本予告プレスを公表後、2025年4月10日付で、ミネベアミツミが、ミネベアミツミ公開買付けを開始する予定であることを公表したこと、対象者が同日付で公表した対象者2025年4月10日付意見表明プレスにおいて、対象者の取締役会が、現時点における対象者の意見として、ミネベアミツミ公開買付けが開始された場合には、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨及び本買付条件変更（1）前の本公開買付けに対して反対の意見を表明する旨を決議したこと、並びに市況状況等を総合的に

勘案し、本公開買付けにおける対象者株式 1 株あたりの買付け等の価格について再度検討を行った結果、2025 年 4 月 17 日、本公開買付け価格を 4,300 円から 5,400 円（本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である 2025 年 2 月 4 日（基準日）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（3,140 円）、同日までの直近 1 週間の終値単純平均値（3,169 円）、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値（3,213 円）、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値（3,252 円）、及び同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値（3,274 円）に対してそれぞれ 71.97%、70.40%、68.07%、66.05%、及び 64.94%のプレミアム）に変更することを決定いたしました。

さらに、公開買付者は、ミネベアミツミが、2025 年 5 月 1 日付で、ミネベアミツミ公開買付け開始プレスにおいて、対象者株式の買付け等の価格を 1 株当たり 5,500 円に更に引き上げたうえで、2025 年 5 月 2 日から公開買付けを開始する旨を公表したこと、対象者が同日付で公表した対象者 2025 年 5 月 1 日付意見表明プレスにおいて、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したこと及び本公開買付けに対する反対の意見に変更がないことを確認したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、2025 年 5 月 8 日、本公開買付け価格を 5,400 円から 6,200 円に変更することを決定いたしました。

公開買付者は、上記「① 算定の基礎」記載のとおり、①本買付条件変更（2）後の本公開買付け価格（6,200 円）は、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である 2025 年 2 月 4 日（基準日）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（3,140 円）、同日までの直近 1 週間の終値単純平均値（3,169 円）、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値（3,213 円）、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値（3,252 円）、及び同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値（3,274 円）に対してそれぞれ 97.45%、95.65%、92.97%、90.65%、及び 89.37%のプレミアムを加えた価格であり、2024 年 1 月から 12 月までに公表された案件公表前の PBR が 1 倍以上であった上場会社の非公開化を目的とした事例 37 件（但し、自己株式の公開買付け及び本日時点で成立していない公開買付けを除きます。）におけるプレミアム水準の中央値（公表日の前営業日の終値、公表日の前営業日までの直近 1 ヶ月間、公表日の前営業日までの直近 3 ヶ月間、及び公表日の前営業日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して、それぞれ、42.41%、41.69%、42.27%、及び 42.14%）を上回っていること、②東京証券取引所が公表している統計資料によれば、対象者が属するスタンダード市場に上場している電気機器を業種とする企業の 2025 年 1 月時点における平均 PBR（株価純資産倍率）が 0.8 倍であるところ、本公開買付け価格は PBR2.6 倍に相当する水準であることからすれば、対象者の株主の皆様にご享受いただける価格であると考えております。現時点において、本取引を通じて対象者が企図するシナジー効果を定量化することは困難ですが、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引は、対象者の株主の皆様にご享受すべき利益、すなわち、「買収を行わなくても実現可能な価値」を最低限保障するのみならず、「買収を行わなければ実現できない価値」の公正な分配をも十分保証する合理的な投資回収機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付け価格を 6,200 円と決定いたしました。

なお、公開買付者は、上記の諸要素、上記「1. 公開買付の目的等」の「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の想定されるシナジー、及び応募の見通し等を総合的に考慮して本公開買付け価格を決定しております。

また、YAGEO は、信佑聯合に対し、本買付条件変更（1）後の本公開買付け価格である 5,400 円が YAGEO の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の提出を求め、2025 年 4 月 15 日付でこれを取付いたしました。また、台湾証券取引法及び関連規則は、買収対象企業の株式価値の評価を求めるものではないため、YAGEO は、信佑聯合に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しておりません。さらに、当該意見書は、台湾証券取引法及び関連規則に従って、YAGEO の株主への責任を果たす観点から、外部専門家（会計士）に本買付条件変更（1）後の本公開買付け価格の公正性を評価していただいたものであり、その評価内容は本公開買付け価格の決定に際して参考にしておりません。

加えて、上記意見書（フェアネス・オピニオン）によれば、本買付条件変更（2）後の本公開買付け価格である 6,200 円も、YAGEO の株主にとって財務的見地から公正であるとのこととす。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
15,244,733 株	7,623,200 株	－株

- (注1) 応募株式の総数が買付予定数の下限（7,623,200 株）に満たない場合は、応募株式の全部の買付け等を行いません。応募株式の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株式の全部の買付け等を行います。
- (注2) 買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である 15,244,733 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者決算短信に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（15,559,730 株）から、同日現在において対象者が所有する自己株式数（313,997 株）（対象者決算短信に記載された同日現在の BIP 信託が所有する対象者株式を含めた自己株式数 483,047 株から、対象者自己株券買付状況報告書に記載された 2024 年 11 月 30 日現在において BIP 信託が所有する対象者株式 169,050 株を控除した株式数です。）を控除した株式数（15,245,733 株）から公開買付者が所有する対象者株式の数（1,000 株）を控除した株式数（15,244,733 株）としております。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	10 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.01%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	152,457 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	150,863 個	

- (注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」を加えた議決権の数を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の 2024 年 11 月 14 日提出の第 67 期半期報告書に記載された 2024 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式（但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（15,559,730 株）から、同日現在において対象者が所有する自己株式数（313,997 株）（対象者決算短信に記載された同日現在の BIP 信託が所有する対象者株式を含めた自己株式数 483,047 株から、対象者自己株券買付状況報告書に記載された 2024 年 11 月 30 日現在において BIP 信託が所有する対象者株式 169,050 株を控除した株式数です。）を控除した株式数（15,245,733 株）に係る議決権の数（152,457 個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金

94,517,344,600 円

(注) 買付代金は、上記「(5) 買付予定の株券等の数」に記載した本公開買付けの買付予定数(15,244,733 株)に1株当たりの買付価格(6,200 円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

三菱UFJ e スマート証券株式会社(復代理人)

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

② 決済の開始日

2025年6月26日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受けをした応募株主の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株式の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株式の総数が買付予定数の下限(7,623,200株)に満たない場合は、応募株式の全部の買付け等を行いません。応募株式の総数が買付予定数の下限(7,623,200株)以上の場合は、応募株式の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、(x)対象者の業務執行を決定する機関が、2025年3月期の期末配当として1株当たり150円の配当に係る決定が行われる場合を除き、(a)本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、

対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,635百万円（注）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び（b）具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことについての決定をした場合において、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,635百万円）を上回る規模の配当がなされる可能性がある場合、並びに（y）対象者の業務執行を決定する機関が、（a）本決済開始日前を取得日とする自己株式の取得（株式を取得すると引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,635百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び（b）上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合をいいます。

また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実為準ずる事実」とは、（x）対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び（y）対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

さらに、本公開買付けに係る公開買付届出書「6 株券等の取得に関する許可等」の「（2）根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）の末日の前日までに、（i）外国為替及び外国貿易法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ若しくは国の安全等に対する対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待期間が延長された場合若しくは当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合、又は（ii）本株式取得に係る台湾の公司国外投資処理弁法に係る承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（注） 対象者有価証券報告書によれば、対象者の2024年3月期の単体の貸借対照表上の純資産額は16,353百万円（1株あたり純資産額（2024年7月1日付で行われた株式分割後の発行済株式数15,559,730株に係る1株あたり純資産額。以下同じ。）は1,051円）です。

### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株式についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人において契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、応募の受付を行った公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が以下に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに以下に指定する者に到達することを条件とします。復代理人である三菱UFJ e スマート証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ

(<https://kabu.com/>) の「株式公開買付 (TOB)」(<https://kabu.com/item/tob/>) に記載する方法によりログイン後画面を通じ公開買付期間末日の 16 時 00 分までに解除手続を行って下さい。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号  
(その他三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株式の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株式は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

#### ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株式についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

#### ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第 27 条の 8 第 11 項但し書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

#### ⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

##### (10) 公開買付開始公告日

2025 年 5 月 9 日（金曜日）

##### (11) 公開買付代理人

三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号  
三菱UFJ e スマート証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 公開買付の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

#### 4. その他

- (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容  
該当事項はありません。

以上

#### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」又はこれらと同様の表現等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。こうした表現は、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下、「米国証券取引所法」といいます。) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」に該当し、このプレスリリースの記載には、かかる「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリースの「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

#### 【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国証券取引所法第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項の下で定められた規則は本公開買付けには適用されないため、本公開買付けはこれらの手続及び基準に必ずしも沿ったものではありません。さらに、このプレスリリースに含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者、公開買付者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、米国証券取引所法規則 14e-5 (b)、適用される日本の法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、本公開買付以外の方法で対象者株式の買付けを行う可能性があります。そのような買付けは金融商品市場取引を通じた市場価格、若しくは金融商品市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、かかる情報は米国においても同様の方法で開示が行われ、当該買付けを行なった者の英文のウェブサイト上にも掲載されるものとします。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

このプレスリリースは、その発表、発行又は配布が適用される法規制に違反することとなるいかなる法域に対しても、その全部又は一部を問わず、発表、発行又は配布を行うものではありません。